

平成23年

第4回市議会定例会 議案第16号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和34年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「の市町村民税が」を「（4月1日から6月30日までの間にあつては、前々年度分。以下同じ。）の市町村民税が」に、「3月31日」を「6月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

認定こども園の利用料の算定に係る世帯の階層区分を、4月から6月までの間の利用については、市町村民税の前々年度分および所得税の前々年度の額により決定することとするため